満の場合においては百分の十二、二百八十万円以上の場合においては百分の十とする。(第五条第十項関係)

⑴　当該年度における組合被保険者一人当たり所得額が二百七十万円以上であって、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該年度における組合被保険者一人当たりの保険料負担率が、全ての組合の保険料負担率の下位二十五パーセントの範囲に属すること。(第五条第十一項関係)

⑵　厚生労働省令で定めるところにより算定される当該年度の前々年度及びその直前の一箇年度における組合被保険者一人当たりの特別積立金等の額が、当該前々年度及びその直前の一箇年度における全ての組合ごとの組合被保険者一人当たりの特別積立金等の額についてその中央値となる額を基礎として厚生労働省令で定める額以上であること。(第五条第十二項関係)

⑶　厚生労働省令で定めるところにより算定される当該年度の前々年度の三月における当該組合の後発医薬品使用割合が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度の三月における全ての組合の後発医薬品使用割合の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める値以下であって、次のいずれかの基準に該当すること。(第五条第十三項関係)

イ　厚生労働省令で定めるところにより算定される当該年度の直前の三箇年度における組合の特定健康診査実施率が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における全ての組合の特定健康診査実施率の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める率以下であること。(第五条第十三項関係)

ロ　厚生労働省令で定めるところにより算定される当該年度の直前の三箇年度における組合の特定保健指導実施率が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における全ての組合の特定保健指導実施率の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める率以下であること。(第五条第十三項関係)

２　国民健康保険法第八十一条の二第三項の新設に伴う都道府県が行う財政安定化基金の取崩し及び積戻しは、次の場合に限り行うものとする。(第二十一条の二第一項関係)

⑴　災害その他特別の事情により当該都道府県において当該年度の国民健康保険事業費納付金の額を減額する必要性が特に高いと認められるとき。

⑵　⑴に掲げるときのほか、同法第八十二条の二第二項第二号に規定する当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項の変更その他の国民健康保険事業の運営に関する事項の変更（当該都道府県において安定的な財政運営のために特に必要があると認められるものに限る。）をしたときにおいて、当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県又は市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が、それぞれ当該年度の前年度の当該都道府県又は市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額を著しく上回ることが見込まれるとき。

３　２の場合における都道府県が取り崩す額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の範囲内の額とし、当該取崩しをした年度の初日の属する年の七年後（災害その他特別の事情によりやむを得ない理由がある場合については十年後）の年の四月一日の属する年度の末日までに当該取崩しの額に相当する額を繰り入れるものとする。(第二十一条の二第二項、第二十一条の三関係)

⑴　当該年度の前年度の末日における財政安定化基金の残高の額（当該年度において財政調整事業を実施する場合には当該残高の額から当該財政調整事業の実施に要する費用の額を控除した額）から、当該取崩しを行う年度前五年度内において実施した国民健康保険法第八十一条の二第一項及び第二項の規定による費用の額を合算した額を控除した額

⑵　平成三十年度の末日における当該都道府県の財政安定化基金の残高の額の二分の一の額

４　その他所要の改正を行う。

第３　地方自治法施行令の一部改正

所要の改正を行う。(別表第一関係)

第４　地方税法施行令の一部改正

第１の１に準じた改正を行う。(第五十六条の八十九第三項関係)

第５　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正

所要の改正を行う。(第二十五条の三第一項関係)

第６　子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の一部改正

１　国民健康保険法第七十三条第六項の規定による補助の額のうち子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第四項第三号の政令で定める部分を定める。(附則第二項第六号関係)

２　その他所要の改正を行う。

第７　施行期日等

１　この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。(附則第一項関係)

２　第１の１による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第六項の規定は、令和九年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和八年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例によるものとする。(附則第二項関係)

◇シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(政令第三百四十八号)

(内閣府本府)

１　シナイ半島国際平和協力隊を置く期間を令和九年十一月三十日までとする。(本則関係)

２　国際平和協力手当の支給対象地域の区分を変更する。(別表関係)

３　この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)